

## 国立障害者リハビリテーションセンター研究所評価委員会設置要綱

(平成11年 2月22日 制定)

(平成13年 9月 3日一部改正)

(平成15年2月25日一部改正)

(平成20年9月26日一部改正)

### (目的)

第1条 この要綱は、国立障害者リハビリテーションセンター（以下「リハセンター」という。）研究所における厚生科学研究等の一層の推進を図るため、評価の実施方法を定めるとともに、活動全般を評価対象とする評価を行うことを目的とする。

### (評価方法)

第2条 リハセンター研究所の運営全般を評価するため、リハセンターの職員以外の学識経験者等により、おおむね10名程度で構成されるリハセンター研究所評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置くものとする。

2 リハセンター研究所の長（以下「研究所長」という。）は、リハセンター研究所全体の評価が3年に1回を目安として定期的に行うよう評価実施計画を策定しなければならない。

3 リハセンター研究所の各部門等は、評価実施計画に基づいて、各部門等の活動の現状、体制、将来の計画等について報告書を作成し、研究所長に提出しなければならない。

4 研究所長は、各部門等からの報告書を取りまとめ、評価委員会に提出しなければならない。

5 評価委員会は、リハセンター研究所との討議等を行い、総合的見地から評価を実施し、運営全般についての評価報告書を作成し、研究所長に提出する。

6 リハセンター総長（以下「総長」という。）及び研究所長は、評価委員会から評価報告書の提出を受けた場合において、運営の改善にかかる指摘事項が記載されているときは、指摘事項について検討を行い、対処方針を作成し、その運営の改善等に努めなければならない。

### (評定事項)

第3条 リハセンター研究所評価の評定事項は、次の事項とする。

- 一 研究・開発・試験・調査・人材養成等の状況と成果（これらの厚生労働省の施策又は事業への貢献を含む。）
- 二 研究開発分野・課題の選定（厚生労働省の施策又は事業との関連性を含む。）
- 三 研究資金等の研究開発資源の配分
- 四 組織・施設整備・情報基盤・研究及び知的財産権取得の支援体制
- 五 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携、国際協力等外部との交流
- 六 研究者の養成及び確保、並びに流動性の促進
- 七 専門研究分野を生かした社会貢献に対する取組
- 八 倫理規程、倫理審査会等の整備状況
- 九 その他

### (評価の実施体制)

第4条 評価委員会の委員の構成等は、次によるもの者とする。

リハセンターに所属していない者で、リハセンター研究所が行う研究分野における指導的立

場の研究者の中から研究所長が選任し、総長が委嘱するものとする。

2 評価委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

3 評価委員会は、研究所長の要請により第5条による評価委員長が招集し、過半数の委員の出席によって成立する。

(評価委員長)

第5条 評価委員会に評価委員長を置く。

2 評価委員長は、評価委員の互選により、選出する。

(評価結果の通知等)

第6条 総長及び研究所長は、評価委員会から評価報告書を受けたとき、及び当該評価報告書に運営改善に係る指摘事項が記載されているときは、リハセンター研究所としての対処方針を作成し、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課施設管理室長を経て厚生科学審議会に報告しなければならない。

第7条 総長及び研究所長は、厚生科学審議会又は厚生科学課長から評価委員会の取りまとめた評価結果に基づく改善すべき事項等について指示された場合には、その改善状況について厚生科学審議会に報告しなければならない。

(評価結果の公表等)

第8条 リハセンターは、評価委員会の評価報告書及び当該報告書に運営の改善に係る指摘事項があった場合の対処方針、並びに厚生科学審議会が評価報告書に関して指示をした場合の当該指示の内容及びその指示に対する改善等の状況をリハセンター研究所のホームページ等により公表しなければならない。

2 総長及び研究所長は、前項による公表に当たっては、個人情報・企業秘密や未発表の研究開発成果・知的財産権の取得等について、それらを保護する観点から十分に配慮しなければならない。

(事前の自主点検の実施等)

第9条 リハセンター研究所は、評価委員会等を活用し、リハセンター研究所の研究開発活動について定期的な自主点検の実施に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年2月22日から施行する。

附 則 (平成13年9月3日一部改正)

この要綱は、平成13年6月5日から施行する。

附 則 (平成15年2月25日一部改正)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月26日一部改正)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。